

(様式6)

(新設)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	69-8	担当課	消防防災安全課
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第45条の33 第45条の38第2項	不利益処 分の種類	指定完成検査機関及び指定保安検査機関に対する基準適合命令	
<p>法第45条の33 経済産業大臣は、指定完成検査機関が第45条の25第1号から第5号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定完成検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>施行令第16条により、県区域内のみにおいて行う者については都道府県知事が処理する事務とされている。</p> <p>法第45条の38第2項 第45条の24から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第45条の24から第45条の26まで及び第45条の34中「第15条第1項ただし書」とあるのは「第35条第1項第1号」と、第45条の25、第45条の27から第45条の30まで、第45条の32、第45条の34及び第45条の35中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第45条の34中「第15条第3項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>施行令第16条により、県区域内のみにおいて行う者については都道府県知事が処理する事務とされている。</p>						